

京都市告示第439号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者として、元離宮二条城の入城料及び観覧料等の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

(元離宮二条城事務所)